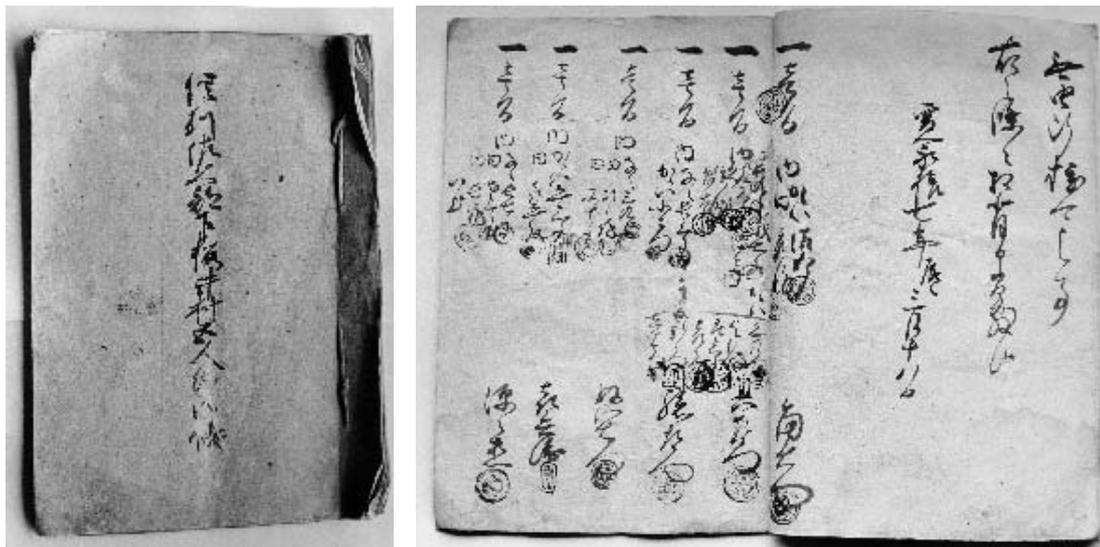


42 <sup>しもさくら いむらかんえい ごにんぐみちよう</sup> 下桜井村寛永の五人組帳



指 定 市有形文化財 昭和49年12月 1 日  
 所在地 桜 井  
 所有者 白田 繁雄

五人組制度ならびに帳簿の整備は、寛永年間以来、幕領・藩領ともに次第に拡張整備され、治安維持・貢租完納などを主目的に、連帯責任・相互扶助の建て前をもって、幕藩体制の基盤固めとされてきた。

下桜井村寛永17年（1640）の五人組帳は、県下ではもちろん、全国的にも最も早い時代の作例として、極めて貴重なものである。

下桜井村には慶安3年（1650）の五人組帳もあるが、これは標題が“五人組並御条目次第”となっていて、条目が47か条に増加しているほか若干の出入りがある。

佐久市内に現存する五人組帳の古いものとしては、さらに寛永19年（1642）の「糠尾村五人組帳」がある。箇条は22か条で内容的には相当の人の出入りがあるが、同時に五人組制度が実施滲透し、その帳簿が作られたことを証するものである。

体裁

- 一、小型美濃紙二つ折りの縦帳で、片面に7行書（6枚目の表は6行書）
- 二、表書 信州佐久郡下桜井村5人組御帳
- 三、年代 寛永17年庚辰3月18日
- 四、内容 前書 21か条  
 組割り 全村16戸を3組（6戸1組・5戸2組）に組み合わせてある。